

「高氏」から「尊氏」へ

— 『太平記』巻十三の構成と展開 —

谷 垣 伊太雄

一

『太平記』巻十二は、隠岐から還幸した後醍醐帝による「公家一統政道」について記述しつつも、その施策の一つであったはずの④元弘三年（一二三三）十月に北畠顕家（陸奥守）が義良親王（母は阿野廉子）を奉じて陸奥に下向した事を記さず、⑤同十二月に足利直義が成良親王（母は阿野廉子）を奉じて鎌倉に下向した事を記す前に、建武元年（一二三四）十月に逮捕された護良親王（母は民部卿三位）が同十一月に鎌倉へ送致された事を語る。⑥については、漸く巻十五に顕家の名が出るのみであり（義良親王は巻二十）、⑦については巻十三に記される。

巻十三の章立ては次の通りである。<sup>(注1)</sup>

一、龍馬進奏事

二、藤房卿遁世事

三、北山殿謀叛事

四、中前代蜂起事

五、兵部卿宮薨御事付千將莫耶事

六、足利殿東國下向事付時行滅亡事

第一章冒頭は「鳳闕ノ西ニ條高倉ニ、馬場殿トテ、俄ニ離宮ヲ被レ立タリ。天子常ニ幸成テ、歌舞・蹴鞠ノ隙ニハ、弓馬ノ達者ヲ被レ召、競馬ヲ番ハセ、笠懸ヲ射サセ、御遊ノ興ヲソ被レ添ケル」と始まるが、護良親王が捕えられ幽閉された巻十二の「馬場殿」を連想させる二条高倉の「馬場殿」が「俄ニ」建造されたとの叙述は、同じく巻十二に記された大内裏造営計画・神泉苑修造とともに、「天皇の絶対性を誇示する」ことはできても「戦乱に疲弊しきった民衆の生活をかえりみる事」のない「天皇および側近たちの政治

感覺の欠如をはっきり物語っている<sup>(注2)</sup>」という文脈の中に位置づけることができる。

続いて、「其比」佐々木塩治判官高貞から献上された「月毛ナル馬ノ三寸許ナル」「其相形ゲニモ尋常ノ馬ニ異」なる「龍馬」を「誠ニ天馬ニ非ズバズバスル駿足ハ難」有トテ、勲慮更ニ類無」かつた後醍醐帝が「馬場殿ニ幸成テ、又此馬ヲ觀覽有」て、洞院公賢にその吉凶を尋ねる話へと展開する。

公賢は「天馬ノ聖代ニ來ル事第一ノ嘉祥也」として、中国故事を引きつつ「此龍馬ノ來レル事、併佛法・主法ノ繁昌寶祚長久ノ奇瑞ニ候ベシ」と述べたので、「主上ヲ始進セテ、當座ノ諸卿悉心ニ服シ旨ヲ承テ、賀シ申サヌ人ハ無」かつた。

「暫有テ」参内した万里小路中納言藤房に向かって、帝から「天馬ノ遠ヨリ來レル事、吉凶ノ間、諸臣ノ勲例、已ニ皆先畢ヌ。藤房ハ如何思ヘルゾ」と「勅問」あったのに対し、藤房は「天馬ノ本朝ニ來レル事、古今未ダ其例ヲ承候ハネバ、善惡・吉凶勲ヘ申難シトイヘドモ退テ愚案ヲ回スニ、是不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>吉事」として、やはり、その根拠たる中国故事を引用、更に「今政道正カラザルニ依テ、房星ノ精、化シテ此馬ト成テ、人ノ心ヲ蕩カサントスル者也」と否定的見解を述べ、「其故ハ大亂ノ後民弊ヘ人苦テ、天下未<sub>レ</sub>安レバ、執政吐<sub>レ</sub>哺ヲ、人ノ愁ヲ聞、諫臣上<sub>レ</sub>表ヲ、主ノ誤ヲ可<sub>レ</sub>正時ナルニ、百辟ハ樂ニ姪シテ世ノ治否ヲ不見、群臣ハ旨ニ阿テ國ノ安危ヲ不<sub>レ</sub>申」と現状を批判する。以下、記録所・雑訴決断所が機能していないこと、「公家被官」に傾斜した恩賞の不公平、大内裏造宮への疑

問、守護に比べ国司の権威が増大したとことと御家人の称号廃止との問題点などを列挙する。その上に重ねて「今度天下ヲ定テ、君ノ宸襟ヲ休メ奉タル者ハ、高氏・義貞・正成・圓心・長年ナリ」として「其志節ニ當リ義ニ向テ忠ヲ立所、何レヲカ前トシ何レヲカ後トセン。其賞皆均爵是同カルベキ處ニ、圓心一人僅ニ本領一所ノ安堵ヲ全シテ、守護恩補ノ國ヲ被<sub>レ</sub>召返事、其咎ソモ何事ゾヤ」と具体的に批判し、「痛哉今ノ政道、只拙賞ノ功ニ不當議ノミニ非ズ。兼テハ綸言ノ掌ヲ翻ス憚アリ」と慨嘆しつつ「今若武家ノ棟梁ト成ヌベキ器用ノ仁出來テ、朝家ヲ福シ申事アラバ、恨ヲ含ミ政道ヲ猜ム天下ノ士、糧ヲ荷テ招ザルニ集ラン事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>疑」との懸念をも表明し、「天馬」について最終的に「豈不<sub>レ</sub>吉ノ表事ニ候ハズヤ。只奇物ノ翫ヲ止テ、仁政ノ化ヲ致レンニハ不<sub>レ</sub>如」と「誠ヲ至シ言ヲ不<sub>レ</sub>殘」述べたところ、「龍顔少シ逆鱗ノ氣色有テ、諸臣皆色ヲ變ジケレバ、旨酒高會モ無興シテ、其日ノ御遊ハサテ止ニケリ」という結果となる。

第二章は、第一章後半に登場した藤房の、遁世をめぐる章段である。

「其後」も「連續シテ諫言ヲ」奏上したけれども「君遂ニ御許容無リシカバ、大内裏造營ノ事ヲモ不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>止、蘭籍桂筵ノ御遊猶頻」りであったため、藤房は「是ヲ諫兼テ、臣タル道我ニ於テ至セリ。ヨシヤ今ハ身ヲ退ニハ不<sub>レ</sub>如」と、決意を固める。

三月十一日の石清水八幡宮への行幸に、檢非違使別当として「是

ヲ限ノ供奉」をした藤房は、行事終了後「致任ノ爲ニ」参内し、「龍顔ニ近付進セン事、今ナラデハ何事ニカ」と考えて「其事トナク御前ニ祇候シテ、龍逢・比干ガ諫ニ死セシ恨、伯夷・叔齊ガ潔キヲ蹈ニシ跡」を「終夜」語って「未明」に退出し、「陣頭ヨリ車ヲバ宿所へ返シ遣シ、侍一人召具シテ、北山ノ岩藏ト云所へ趣」き「此ニテ不二房ト云僧ヲ戒師ニ請ジテ、遂ニ多年拜趨ノ儒冠ヲ解テ、十戒持律ノ法體」になつた。

この事を知つた後醍醐帝は「無<sub>レ</sub>限驚キ」、父親の宣房に「其在所ヲ急ギ尋出シ、再ビ政道輔佐ノ臣ト可<sub>レ</sub>成」と命じる。宣房は「泣々車ヲ飛シテ」岩藏へ尋ねて行つたが、藤房は「其朝マデ岩藏ノ坊」にいたものの、「是モ尙都近キ傍リナレバ、浮世ノ人ノ問ヒカハス事モコンアレト厭ハシクテ、何地ト云方モナク足ニ信テ」姿を消していた。そして、庵室の「破タル障子ノ上」に「住捨ル山ヲ浮世ノ人トハハ嵐ヤ庭ノ松ニコタヘン」という一首の和歌が残されており、「棄恩人無<sub>レ</sub>爲、眞實報恩者ト云文」の下に「白頭望斷萬重山。曠劫恩波盡<sub>レ</sub>底乾。不<sub>レ</sub>是曾中藏ニ五逆」。出家端的報<sub>レ</sub>親難。」と「黄檗ノ大義渡ヲ題セシ古キ頌」が書かれていた。これを見た宣房は「サテコソ此人設ヒ何クノ山ニアリトモ、命ノ中ノ再會ハ叶フマジカケルヨ」と「戀慕ノ泪ニ咽ンデ、空ク歸」つたのであつた。

第二章末尾は、宣房がかつて見た「夢想」についての短話である。宣房が「閑官ノ昔、五部の大乘經ヲ一字三禮ニ書供養シテ、子孫ノ繁昌ヲ祈ラン爲ニ、春日ノ社ニ」奉納したところ、「其夜ノ夢想ニ、黄衣著タル神人」が「上書ニ萬里小路一位殿へト書テ、中ニハ速證

無上大菩提ト、金字ニ」書いた「立文」を「柵ノ枝」に付けて現れた。結局、宣房は「元弘ノ末ニ、父祖代々絶テ久キ從一位」となり、「中ニ見ヘシ金字ノ文ハ、子息藤房卿出家得道シ給ベキ、其善緣有ト被<sub>レ</sub>示ケル明神ノ御告」だったという話であり、「誠ニ百年ノ榮耀ハ風前ノ塵、一念ノ發心ハ命後ノ灯也。一子出家スレバ、七世ノ父母皆佛道ヲ成スト、如來ノ所説明ナレバ、此人一人ノ發心ニ依テ、七世ノ父母諸共ニ、成佛得道セン事、歎ノ中ノ悦ナルベケレバ、是ヲ誠ニ第一ノ利生預リタル人ヨト、智アル人ハ聞テ感歎セリ」との末文で締め括られている。

卷十の北条氏最期の場面で、「自害シタル眞似ヲシテ、潛ニ鎌倉ヲ落テ、暫ハ奥州ニ」いた北条高時の弟「四郎左近大夫入道」（泰家）の動向についての記述から始まるのが第三章である。

西園寺公宗は、「承久ノ合戦」以来の北条氏との緊密な関係もあつて、「如何ニモシテ故相摸入道ガ一族ヲ取立テ、再ビ天下ノ權ヲ取セ、我身公家ノ執政トシテ、四海ヲ掌ニ握ラバヤ」と考え、「田舎侍ノ始テ召仕ハル、體」で寄宿していた「此四郎左近入道ヲ還俗セサセ、刑部少輔時興ト名ヲ替テ、明暮ハ只謀叛ノ計略」を回らせていた。そして、「時興<sup>(注)</sup>ヲ京都ノ大將」、「其甥相摸次郎時行ヲバ關東ノ大將」、「名越太郎時兼ヲバ北國ノ大將」として軍勢を集めた。又、自邸に「板ヲ一間蹈メバ落ル様ニ構ヘテ、其下ニ刀ノ簇」を並べ植えた「温殿」を造り、「主上御遊ノ爲ニ臨幸成タラズル時」「君ヲ此下へ陷入奉ラン爲ノ企」をした。やがて「様々ノ謀ヲ定メ兵ヲ調

テ、「北山ノ紅葉御覽ノ爲ニ臨幸成候へ」と、後醍醐帝を招待した。ところが、「明日午刻ニ可有臨幸」由、被相觸タリケル其夜、帝の暫時のまどろみの夢に「神泉園ノ邊ニ多年住侍ル者」という女性が現れて、「前ニハ虎狼ノ怒ルアリ。後ロニハ熊熊ノ猛キアリ、明日ノ行幸ヲバ思召留ラセ給フベシ」と告げた。「怪キ夢ノ告也」とは思ったものの「是マテ事定マリヌル臨幸、期ニ臨テハ如何可被レ停」と考えた帝は、それでもなお「夢ノ告怪シケレバトテ、先神泉苑ニ幸成テ、龍神ノ御手向」をしたところ「池水俄ニ變ジテ、風不吹白浪岸ヲ打事頻也」という異変が起こった。「彌夢ノ告怪ク」思つた帝が「且ク鳳輦ヲ留テ御思案」しているところへ、公宗の弟「竹林院ノ中納言公重」が馳せ参じ、公宗の隠謀を告げた。そのため、帝は還幸し、中院定平に結城親光・名和長年をつけて「西園寺ノ大納言公宗卿・橋本中将俊季・并文衡人道ヲ召取テ參レ」と命じた。

二千余騎の「官軍」が西園寺邸に派遣されたのを察知した俊季は「心早人ナリケレバ、只一人抽テ、後ノ山ヨリ何地トモナク」姿を消した。公宗に對面した定平が「穩ニ事ノ子細ヲ」伝えたのに対し、公宗は「涙ヲ押ヘテ」、「當家數代ノ間官爵人ニ超へ、恩祿身ニ餘レル間、或ハ清花ノ家はヲ妬ミ、或ハ名家ノ輩是ヲ猜デ、如何様種々ノ讒言ヲ構へ、様々ノ虚説ヲ成テ、當家ヲ失ハント仕ル歟トコソ覺テ候へ」と述べ、「先召ニ隨テ陣下ニ參ジ、犯否ノ御糺明ヲ仰ギ候ベシ」と應對。「官軍」の厳しい詮索にも拘らず、俊季を発見する事のできぬまま、公宗と文衡とが捕えられた。そして、結城親光に

預けられた文衡は「夜晝三日マデ、上ツ下ツ被レ拷問」た結果、「無レ所殘白狀シ」たため、直ちに六条河原で斬首された。

中院定平に身柄を拘束されていた公宗については「伯耆守長年ニ被レ仰付」、出雲國へ可被レ流」と決定したが、配流の前夜、定平の配慮によって、公宗と奥方との対面が許された。懷妊中の奥方との哀切な出会いの後、公宗は「物具シタル者共ニ三百人召具シ」た名和長年に引渡されることになった。ところが、定平の「早」という言葉を、「殺シ奉レ」と解釈した長年は、公宗に走りかかり「鬢髪ヲ擱デ覆ニ引伏セ、腰刀ヲ抜テ御頸ヲ搔落シ」てしまった。「是ヲ見給テ、不覺アツトラメイテ、透垣ノ中ニ倒レ伏」し、「此儘頓テ絶入ヌト見へ」た奥方を、女房達が「車ニ扶乗奉テ、泣々又北山殿へ歸シ入レ奉」った。

やがて、「西園寺ノ一跡ヲバ、竹林院中納言公重卿賜ラセ給タリトテ、青侍共數タ來テ取貸」たため、奥方は「仁和寺ナル傍ニ、幽ナル住所尋出シテ」移り住み、「故大納言殿ノ百箇日ニ當リケル日」に男児を出産した。

定平からの「御産ノ事ニ付テ、内裡ヨリ被レ尋仰」事候。モシ若君ニテモ御渡候ハゞ、御乳母ニ懷カセテ、是へ先入進ラレ候へ」との使者に對しては、「春日ノ局（公宗の母）が「故大納言殿ノ忘形見ノ出來サセ給テ候シガ、母上ノタゞナラザリシ時節限ナキ物思ニ沈給フ故ニヤ、生レ落玉ヒシ後、無幾程」ハカナク成給候。是モ咎有シ人ノ行エナレバ、如何ナル御沙汰ニカ逢候ハンズラント、上ノ御尤ヲ怖テ、隠シ侍ルニコソト被レ思召」事モ候ヌベケレバ、偽ナラヌ

シルシノ一言ヲ、佛神ニ懸テ申入候ベシ」と「泣々消息ヲ」したため、手紙の最後に「偽ヲ糺ノ森ニ置露ノ消シツケテ濡ル、袖哉」という和歌を書き添えて渡した。

使者から手紙を受け取った定平が「泪ヲ押ヘテ奏覽」したところ、「君モ哀トヤ思召ケン、其後ハ御尋モナカ」ったため、奥方は「泣聲ヲダニ人ニ聞セジト、口ヲ押ヘ乳ヲ含テ、同枕ノ忍ビネニ、泣明シ泣暮シ」たのであった。この「若君」については、「其後建武ノ亂出來テ、天下將軍ノ代ト成シカバ、此人朝ニ仕ヘテ、西園寺ノ跡ヲ繼給シ、北山ノ右大將實俊卿是也」との、短い後日譚も付記される。

更に、この章の末尾には、「サテモ故大納言殿滅ビ給フベキ前表ノアリケルヲ、木工頭孝重ガ兼テ聞タリケルコソ不思議ナレ」として、「彼卿謀叛ノ最初、祈禱ノ爲ニ一七日北野ニ參籠シテ、毎夜琵琶ノ祕曲ヲ彈ジ」ていたが、「七日ニ滿ジケル其夜」に弾じた「玉樹三女ノ序」を、ちょうど「社頭ニ通夜シテ、心ヲ澄シ耳ヲ側テ聞」いていた孝重が、演奏後、かたわらの人に「今夜ノ御琵琶祈願ノ御事有テ遊バサル、ナラバ、御願ノ可成就」と語り、中国故事に基づいて「此曲ニ不吉ノ聲有トテ、一手ヲ略セル所」を「宗ト此手ヲ引給ヒシニ、然モ殊ニ殺發ノ聲ノ聞ヘツルコソ、淺増ク覺ヘ侍リケレ」と述べ、「大納言殿ノ御身ニ當テ、イカナル煩カ出來ラン」と「歎テ」語ったが、「無幾程シテ、大納言殿此死刑ニ逢給フ」結果になった事を、「不思議也ケル前相也」として締め括っている。

第四章では、「朝敵ノ餘黨猶東國ニ在ヌベケレバ、鎌倉ニ探題ヲ一人ヲカデハ悪カリヌベシ」として、「當今第八ノ宮ヲ、征夷將軍ニ」して鎌倉に駐在させ、その執權として足利直義が関東の政務を統轄したものの「法令皆舊ヲ不改」という事が記される。

続いて、「京都ニテ旗ヲ擧ント企ツル平家ノ餘類共」が、東國・北國で挙兵し、名越時兼は六千余騎となったこと、北条時行（中前代）は五万余騎となり、信濃から鎌倉へ攻めのぼり、迎撃しようとした渋谷・小山や新田四郎の勢なども敗北した事が記される。

「時行彌大勢ニ成テ、既ニ三万ヨリ鎌倉へ押寄ル」と聞いた足利直義は、「事ノ急ナル時節、用意ノ兵少カリケレバ、角テハ中々敵ニ利ヲ付ツベシ」と、「將軍ノ宮ヲ具足シ奉テ、七月十六日ノ曉ニ、鎌倉ヲ」脱出した。

この鎌倉退去の折に、直義は「淵邊伊賀守」を呼び寄せ、一旦の退去であることを述べた上で「猶モ只當家ノ爲ニ、始終可被成レ成レ讎ハ、兵部卿親王也。此御事死刑ニ行ヒ奉レト云勅許ハナケレ共、此次ニ只失奉ラバヤト思フ也」と言い、「御邊ハ急薬師堂ノ谷へ馳歸テ、宮ヲ刺殺シ進ラセヨ」と命じるのが第五章である。

「主從七騎」で引き返した淵邊が「イットナク闇ノ夜ノ如ナル土籠ノ中ニ」いる宮（護良親王）に向かって、「御迎ニ參テ候由ヲ申テ、御輿ヲ庭ニ昇居ヘ」たのに対し、宮は「汝ハ我ヲ失ントノ使ニテゾ有ラン。心得タリ」と言い、「淵邊ガ太刀ヲ奪ハント、走り懸」ったが、淵邊は「持タル太刀ヲ取直シ、御膝ノ邊ヲシタ、カニ」打っ

た。「半年許籠ノ中ニ居屈」る暮らしをしていた宮は、足もしつかりとは立たず、「御心ハ八十梟ニ」思つても、俯伏せに倒れてしまつた。淵辺が、起き上がるうとする宮の「御曾ノ上ニ乘懸リ、腰ノ刀ヲ抜テ御頸ヲ搔ントシ」たところ、宮は「御頸ヲ縮テ、刀ノサキヲシカト呀」えた。刀を奪われまいとする淵辺と宮とが引つ張り合つている間に「刀ノ鋒一寸餘リ」が折れてなくなつてしまつた。淵辺は「其刀ヲ投捨、脇差ノ刀ヲ抜テ、先御心モトノ邊ノ二刀刺」し、少し弱つた宮の「御髪ヲ擱デ引擧ゲ、則御頸ヲ搔落」した。ところが、牢から明るい所に出てその首を見ると、「啞切ラセ給ヒタリツル刀ノ鋒」が「未ダ御口ノ中ニ留テ、御眼猶生タル人ノ如」く見えたため、淵辺は「サル事アリ。加様ノ頸ヲバ、主ニハ見セヌ事ゾ」と、「側ナル藪ノ中へ投捨テ」帰つた。

宮の鎌倉幽閉中「御カイシヤクノ爲、御前ニ」仕えていた「南ノ御方」は、この有様を見て「餘ノ恐シサト悲シサニ、御身モスクミ、手足モタ、デ」いたが、「暫肝ヲ静メテ、人心付」いてから「藪ニ捨タル御頸ヲ取擧タ」ところ「御膚ハモ猶不冷、御目モ塞セ給ハズ、只元ノ氣色ニ見ヘ」たため、夢かうつつかと泣き悲しんだ。「遙ニ有テ、理致光院ノ長老」が「葬禮ノ御事」をとりおこない、「南ノ御方」は剃髪して「泣々京へ上」つた。

以下、「抑淵邊ガ宮ノ御頸ヲ取ナガラ左馬頭殿ニ見セ奉ラデ、藪ノ傍ニ捨ケル事聊思ヘル所アリ」として、中国故事、いわゆる「眉間尺説話」が引用され、「淵邊加様ノ前蹤ヲ思ケレバ、兵部卿親王ノ刀ノ鋒ヲ啞切ラセ給テ、御口ノ中ニ被<sub>レ</sub>合タリケルヲ見テ、左馬

頭ニ近付奉ラジト、其御頸ヲバ藪ノ傍ニ棄ケルトナリ」と結ばれる。

第六章では、直義から高氏へと視点が移っていく。鎌倉を脱出し上洛しようとした直義は、東海道第一の難所「駿河國入江庄」について「相摸次郎ガ與力ノ者共、若道ヲヤ塞ンズラント、士卒皆皆危く思ひ、「其所ノ地頭入江左衛門春倫ガ許へ使ヲ被<sub>レ</sub>遣テ、可<sub>レ</sub>憑由ヲ」伝えた。春倫の一族の中には「左馬頭ヲ奉<sub>レ</sub>打、相摸次郎殿ニ馳參ラン」と主張する者もいたが、春倫は「義ノ向フ所ヲ思フニ、入江庄ト云ハ、本徳宗領ニテ有シヲ、朝恩ニ下シ賜リ、此二三年ガ間、一家ヲ顧ル事日来ニ増レリ。是天恩ノ上ニ猶義ヲ重ネタリ。此時爭カ傾敗ノ弊ニ乗テ、不義ノ振舞ヲ致サン」として、直義を出迎えるために參上した。喜んだ直義は矢矧に陣を取り、京都へ早馬を送つた。

「依<sub>レ</sub>之諸卿議奏有テ、急足利宰相高氏卿ヲ討手ニ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下」と決定し、勅使が高氏の元に赴いた。この勅使に対して高氏は、元弘の乱以来の自分の功績を「今一統ノ御代、偏ニ高氏ガ武功ト可<sub>レ</sub>云」と強調し、①「征夷將軍ノ任」を「殊ニ爲<sub>レ</sub>朝爲<sub>レ</sub>家、望<sub>レ</sub>深キ所也」と要望、更に②「暫東八箇國ノ官領ヲ被<sub>レ</sub>許、直ニ軍勢ノ恩賞ヲ執行フ様ニ、勅裁ヲ被<sub>レ</sub>成下」ることと合わせての二つの条件を述べ、「若此兩條勅許ヲ蒙ズンバ、關東征罰ノ事、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付他人一候」と伝えた。

これを受けて、①については「關東靜謐ノ忠ニ可<sub>レ</sub>依」、②については「先不<sub>レ</sub>可有<sub>レ</sub>字細」として「論旨」が下された。この叙述に

続けて「是ノミナラズ、忝モ天子ノ御諱ノ字ヲ被レ下テ、高氏ト名ノラレケル高ノ字ヲ改メテ、尊ノ字ニゾ被レ成ケル」という事も記される。

この結果、尊氏は「時日ヲ不レ回」関東に向けて「吉良兵衛佐ヲ先立テ、我身ハ五日引サガリテ進發シ」た。この関東下向については、「都ヲ被レ立ケル日ハ其勢僅ニ五百餘騎有シカ共、近江・美濃・尾張・三河・遠江ノ勢馳加テ、駿河國ニ著給ケル時ハ三萬餘騎ニ成ニケリ」と語られる。矢矧の宿で直義勢も合流し五万余騎が鎌倉へ向かった。

一方、この事を聞いた「相摸次郎時行」は「先ズル時ハ人ヲ制スルニ利有」と、「名越式部大輔」を大将とする三万余騎を鎌倉から出發させた。ところが、名越勢が出立しようとした八月三日の夜「俄ニ大風吹テ、家々ヲ吹破」ったため、「天災ヲ遁レントテ大佛殿ノ中へ」逃げ込んだところ、「大佛殿ノ棟梁」が「微塵ニ折レテ倒レ」てしまい、「軍兵共五百餘人」が全員死してしまった。「戰場ニ趣ク門出ニカ、ル天災ニ逢フ。此軍ハカク、シカラジ」とささやかれたけれども、「サテ有ベキ事ナラネバ、重テ日ヲ取リ」名越勢は鎌倉を出立、「夜ヲ日ニ繼デ路ヲ急」いだので、前陣は八月七日に「遠江佐夜ノ中山」を越えた。

これを聞いた尊氏は、「六韜ノ十四變ニ、敵經長途、來急可レ撃ト云ヘリ。是太公武王ニ教ル所ノ兵法也」として、「同八日ノ卯刻ニ平家ノ陣ハ押寄テ、終日鬪クラ」した（傍線筆者）。ここからは、源氏（尊氏勢）と平家（北条方）との合戦として叙述が展開されて

行く。平家方では「諏方ノ祝部」「清久山城守」「葦名判官」ら、源氏方では「仁木・細河」「高越後守」「赤松筑前守貞範」「佐々木佐渡判官入道」「長井治部少輔」らの奮戦がそれぞれ描かれ、「此等十七箇度ノ戦ヒニ、平家二萬餘騎ノ兵共、或ハ討レ或ハ疵ヲ蒙リテ、今僅ニ三百餘騎ニ」なったこと、平家方の「宗トノ大名四十三人」が「大御堂ノ内ニ走入リ」自害したことが記される。その四十三人の死骸は「皆面ノ皮ヲ剥テ何レヲソレトモ見分」がつかぬ状態だったため「相摸次郎時行モ、定テ此内ニゾ在ラント、聞人哀レヲ催シケリ」と叙述される。

又、「是ノミナラズ、平家再興ノ計略、時ヤ未ダ至ラザリケン、又天命ニヤ違ヒケン」として「名越太郎時兼ガ、北陸道ヲ打順ヘテ、三萬餘騎ニテ京都ヘ責上」ったものの、「越前ト加賀トノ堺、大聖寺ト云所ニテ」敗北した事が短く記され、「時行ハ已ニ關東ニシテ滅ビ、時兼ハ又北國ニテ被レ討シ後ハ、末々ノ平氏共、少々身ヲ隠シ貌ヲ替テ、此ノ山ノ奥、彼ノ浦ノ邊ニアリトイヘ共、今ハ平家ノ立直ル事難有トヤ思ケン、其昔ヲ忍ビシ人モ皆怨敵ノ心ヲ改テ、足利相公ニ屬シ奉ラズと云者無リケリ。サテコソ、尊氏卿ノ威勢自然ニ重ク成テ、武運忽ニ開ケ、レバ、天下又武家ノ世トハ成ニケリ」との文で卷十三は終わる。

## 二

このように見てくると、卷十二で提示された「公家一統政治」の

問題点が、卷十三において具体的な展開を見せることがわかる。この二巻の関連については、「卷十二、卷十三は、一段構えとして、それぞれに第二部の始発を担っている」とされた今井正之助氏の論<sup>(注5)</sup>を踏まえた大森北義氏<sup>(注6)</sup>が「今井氏が指摘されたこの『二段構え』の構造を、同質記事の『繰返し構造』という問題の場で、『発端部』の構想と方法という視点から考察してみよう」として、「正成を『誕生』の神秘にもかかわらずた正の存在とするならば、藤房は、『崩壊』の危機に直面した負の存在といえるだろう」等の指摘をされた上で、「卷十一・卷十三にみられる同質記事のくり返し構成の意味は、くり返しそのものにあるのではない。『序』の政道論的思想と立場から歴史叙述をすすめ構想を創りあげようとする。『序』の方法」と、「不思議」な「もの」の仕組みで歴史の事態が進行するという「『不思議』の方法」、この二つの文学方法を「自覚的」に鮮明に打ち出そうとする文学的営みの中にその意味をみなければならぬと思う」と述べておられる。

本稿では、構想の問題にまでは言及しえないが、卷十三の内包する幾つかの問題点について検討してみたい。

万里小路藤房の通世譚に関しては、増田欣氏に詳細なる論<sup>(注7)</sup>がある。増田氏は、卷三の笠置落ち場面における後醍醐帝と藤房との詠歌の話や「吉野拾遺」の説話<sup>(注8)</sup>を含め、「唱導的なもの」としての口語りの「藤房通世物語」を想定するとともに、「歴史評論的なもの」としての藤房の通世の理由を「その半月ばかりのちの大塔宮拘禁事件に象徴される緊迫した政治状況とのかかわりにおいて考え

られなければならないであろう」とし、「『太平記』の作者は、自分の政治思想の代弁者として、また、自分の歴史批判の代行者として、藤房像を造型した。ここに描き上げられた藤房の像は、『太平記』の作者にとって、自分の理想とする輔弼の臣、いわゆる「社稷の臣」の典型なのであったことは確かである」とされた。更に、『論語』『古文孝経』『孟子』『史記』『貞観政要』『文選』『白氏文集』などの「漢籍の表現と思想とが、『太平記』作者の政道観をもっとも端的に表明している藤房説話の形成に本質的にかかわっている」とも述べておられ、間然する所がない。

なお、龍馬献上をめぐる展開は、次のような様式となっている。

A、洞院公賢―①故事引用↓吉

B、万里小路藤房―②故事引用↓凶

③ 現状批判↓凶

この③に基づく否定的結論に対して、帝は「逆鱗ノ氣色」を見せるが、理性的というより感情的な反応を見せてしまう後醍醐帝像は、卷十二において、高氏から准后(阿野廉子)を介して、兵部卿親王の事を聞いた時にも「大ニ逆鱗有テ」という形で描かれていた。

「建武の新政」を押し進める後醍醐帝にとっては、諫臣の存在こそがもっとも必要なものの一つであったろう。為政者にとっての諫臣の重要なことは、『統古事談』第六「漢朝」篇などにも「漢家ノナラヒハ、臣ノイサメ事ヲキクナリ」という形で繰返し採り上げられている。

卷十二においては、長文の天神説話そのものが、大内裏造営計画

への否定的先例として提示されて「鬢<sup>レ</sup>眉智臣モ多カリケリ」と書かれ、同じく驪姫説話が即ち阿野廉子の存在（つまりは、廉子を許容している帝）への批判として「古賢ノ云シ言ノ末、ゲニモト被<sup>レ</sup>思知<sup>レ</sup>タリ」と記されていたが、卷十三では、藤房の口から直接その批判が帝に突きつけられたわけである。しかし、現実の後醍醐帝は、藤房がいみじくも指摘した「人ノ心ヲ蕩サントスル者」の方に傾斜する姿勢を示し、藤房を遁世へと追い込んでしまった。

藤房遁世譚は、A「諫言」、B「発心」という二段形式となっているが、探索を受けて姿をくまらずという話型は、『古事談』三・『発心集』一・『三国伝記』四の玄資説話などに見られるものである。<sup>(注11)</sup>そして、遁世場面が「家貧ク年老ヌル人ダニモ、難<sup>レ</sup>離難<sup>レ</sup>捨恩愛ノ舊キ栖也。況乎官祿共ニ卑カラデ、齡末四十二不足人ノ、妻子ヲ離<sup>レ</sup>父母ヲ捨テ、山川抖擻ノ身ト成リシハ、タメシスクナキ發心也」と描かれ、父親の宣房が藤房の書き残した和歌と頌とを見て「再會ハ叶フマジカリケルヨ」と納得し、更に春日社での靈夢を想起して、わが子の出家を後に確認するという叙述を見るとき、AがBの方に吸収されてしまうような構成を見せることも確かである。

次に、「北山殿謀叛事」についても、次のような〈対〉的構成を見ることができよう。

A、中院定平―公宗―奥方との対面許可

B、結城親光―文衡―拷問・斬首

ところが、AがCという関係へと展開することにより、本来「出

雲國へ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>流」との「公議」は、長年の聞き違いによる斬首という呆気ない結末となる。

C、名和長年―公宗―斬首

長坂成行氏は、この事件について「持明院統の上皇をもまきこんだ本来政治的事件を素材に、それを正面からは描かず、女性譚・芸能譚として構成」していることを指摘され、それは「恐らく意図的なものであろう」とも述べておられる。又、この芸能譚という事に関しては、公宗が弾ずる「玉樹三女ノ序」を聴いた孝重がそれを不吉な曲とした、前兆譚としての側面から詳しく検証された十東順子氏の論もある。<sup>(注13)</sup>

公宗の遺児についての追求が、女性哀話の色を濃くすることで、同情的に処理されるが、公宗の斬首が長年の早入点によるものであった事については何ら言及されることがない。勿論、護良親王の鎌倉配流の場合と同じく、実行については帝も十分知りながら、責任は末端部分を担う人物に負わせるという構図と考えることができよう。

第五章からの新しい展開としての第六章では、卷九において「足利殿」<sup>(注14)</sup>と記されていた足利高氏の呼称が、「尊氏卿」「足利相公」となる。これは、相模次郎時行征圧のために関東下向の勅命を受けた高氏が、①「征夷將軍」、②「東八箇國ノ官領」の条件を付けた事について、「此兩條ハ天下治亂ノ端ナレバ、君モ能ク御思案アルベカリケルヲ、申請ル旨ニ任テ、無<sup>レ</sup>左右<sup>レ</sup>勅許有ケルコソ、始終如何トハ覺ヘケレ」と記されている評語と表裏をなすものでもある。

こうして、卷十二に「哀何ナル不思議モ出来テ、武家執四海權一  
世中ニ又成カシト思フ人ノミ多カリケリ」と記されていた事につ  
いての具体的な動きが浮上してきたのである。これは、中西達治  
氏<sup>(注15)</sup>が「『太平記』第二部は、後醍醐天皇の達成した建武中興をうけ  
て、というよりは建武中興を達成する途上でクロース・アップされ  
はじめた、源平二氏の武家の棟梁権抗争が源氏の勝利に帰した、と  
いう正にその事実を中心にするので、そこから新たに展開する様々の  
事件や人間の運命を、全体のストーリー展開の中につつまみながら  
「戦記」という行動の様式をふまえて書きつづけたといえるの  
ではなかるるか」と述べられた問題でもある。

すなわち、高氏が条件として提示したわけではなかった「尊  
氏<sup>(注16)</sup>」という名を与えての関東派遣が、卷十三の末文「サテ、コソ、尊氏  
卿ノ威勢自然ニ重ク成テ、武運忽ニ開ケ、レバ、天下又武家ノ世ト  
ハ成、ニケリ」という、重い現実の確認として完了的に描かれるの  
であり、卷十二には記されなかった「後醍醐帝↑↓足利高氏」と  
いう人的構成が、やや顕在化する形の「帝↑↓尊氏」という構図  
として、予言的に提示されたのが卷十三ということになるであらう。

## 注

- (1) 引用は日本古典文学大系本(岩波書店)による。  
 (2) 佐藤和彦氏の『日本の歴史 11 南北朝内乱』(小学館)によ  
 る。  
 (3) 時興は卷十においても自害せずに姿を消したのであったが、

卷十三においても、結果的には公宗を死へと導く役割のみを  
演じて、以後、記述されることがない。

- (4) 黒田彰氏は、孝子伝と眉間尺譚との関連について詳細な考察  
を加えた上で、山下宏明氏の「護良親王の最期を語る話は」  
眉間尺の故事を踏まえて作り上げたものであらう」との「新  
潮日本古典集成 太平記」の頭注に言及、「先蹤(故事)が  
史実を厳しく規定するのみならず、果ては虚構さえ要請しか  
ねない、軍記物語におけるその叙述と〈中世史記〉的史観と  
の、緊張の機制を見通すことなくして、終にその叙述史観の  
今日的把握はあり得まいと思われる」と述べておられる  
『中世説話の文学史的環境』(和泉書院)。  
 (5) 「太平記改修の一痕跡——建武年間の日付の検討から——」  
〔長崎大学教育学部人文科学研究報告〕28号)。  
 (6) 『太平記』の構想と方法』(明治書院)。  
 (7) 『太平記』の比較文学的研究』(角川書店)。  
 (8) 『吉野拾遺』(二巻本)上巻の巻末話。『芳野拾遺物語』(四  
巻本・貞享三年刊三冊本)では巻一の十三話・十四話(『吉  
野拾遺』と順序が異なる)が藤房説話。  
 (9) 引用は群書類従本による。  
 (10) 藤房は卷十二においても、恩賞を処理する「奉行」職を「諫  
言ヲ納カネテ」病気を理由として辞任した事が記されてい  
る。  
 (11) (注8)に記した『吉野拾遺』では、越前より来た「刑部卿

義助朝臣」の語ったこととして、「畑六郎左衛門時能といふ兵にまもらせ」ている「越前の國鷹巢の山」の奥で見かけた「瘦せ衰へたる僧」が「藤房卿の御面影」に似ているという事で「一條少將をとみなひて」再訪したところ、僧の姿は見え「こゝも又うき世の人のとひくれば空行く雲にやど求めてむ」との和歌が残されていたという話となっている。

(12) 『太平記』における公家の形象——坊門清忠と西園寺公宗——（「青須我波良」第22号）。

(13) 『太平記』卷十三「北山殿之事」小考——前兆譚について——（「梁塵 日本歌謡とその周辺」〈桜楓社〉所収）。

(14) この事については、拙稿「足利高氏の役割——『太平記』卷九の構成と展開——」（『樟蔭国文学』29）においても述べた。

(15) 『太平記論序説』（桜楓社）。

(16) 『公卿補任』は、元弘三年（一三三三）八月五日、非参議・従三位に叙せられた事を記し「今日以高字爲尊。同日兼武藏守」とする。なお、北条時行討伐に尊氏が出立したのは建武二年（一三三五）八月である。